

# 江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例と説明

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、市民（江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関して基本となる事項を定めることにより、市民が安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

## 【説明】

市民が安心して暮らせるまちの実現を目指して、市民や市の役割を明らかにし、基本的な事項を定めることを、この条例の目的としています。

## 【用語】

市民 市内に住所がある方、市内で働く方や学校で学ぶ方、市内で事業活動その他の活動を行う方や団体（江別市自治基本条例第2条第1号）で、市内に住む外国人を含み、市内で事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人や自治会、NPO、ボランティア、市民活動団体などの団体も広い意味で市民  
関係団体 江別防犯協会、江別地区暴力追放運動推進協議会、江別市交通安全推進委員会等

## (定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪及び交通事故（以下「犯罪等」という。）を防止するための活動、犯罪等の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪等を減らすための取組をいう。

## 【説明】

この条例で「安全で安心なまちづくり」とはどのように考えるかを定義しています。

## 【用語】

安全 犯罪・交通事故による被害に遭わないこと  
安心 犯罪・交通事故に遭う心配がないこと  
市 市長部局、教育委員会など市の機関の全て

## (基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、協働（江別市自治基本条例第2条第5号に規定する協働をいう。以下同じ。）して、地域で生活するものが互いに支え合い、地域の安全は地域で守るという意識の醸成に努めること。
- (2) 市民及び市は、犯罪等の実態を考慮した上で、地域の特性及び実情に応じて活動するよう努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たり個人のプライバシーに配慮するよう努めること。

## 【説明】

条例の目的を達成するための、基本的な考え方や取組み手法を示しています。

協働を基本とすること。  
犯罪、交通事故の実態に則したものであること。  
プライバシーへの配慮を怠ってはならないこと。

## 【用語】

協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むこと（江別市自治基本条例第2条第5号）

## (市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努め、相互の協力の下に、安全で安心なまちづくりを行うものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動その他の活動を行うに当たっては、地域社会の一員として、当該活動における安全を確保するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

**【説明】**

この条例の目的を達成するための市民の役割を規定しており、市民には、個人、事業者、各種団体などが含まれます。

一人ひとりが安全の確保に努めて、相互に協力して取り組むこと  
市の施策に協力すること

事業者が担う役割や影響の大きさから、事業者固有の役割を別に規定しています。

・ 自らの活動における安全の確保とともに、安全で安心なまちづくりを推進すること

**【具体的な事例】**

ツーロック（ワイヤ錠やU字型錠の使用）による自転車の盗難防止

シートベルト（前席・後席とも）・チャイルドシートの着用の徹底

夜光反射材の装着（自転車、歩行者）

薄暮時におけるヘッドライトの早め点灯と事業所におけるデイライト（昼間点灯）の実践

交通法規や運転に関する知識の習得、運転技能の向上

**（市の役割）**

第5条 市は、市民と協働して安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、国、北海道その他関係機関との連携及び調整を図るものとする。

**【説明】**

この条例の目的を達成するための市の役割を規定しており、市民との協働を原則として、国や北海道、警察その他関係機関との連携により、まちづくりを行うことを規定しています。

**【用語】**

その他関係機関 近隣の自治体など

**【具体的な事例】**

広報誌や回覧板による広報啓発活動

ポスター・チラシ等の制作・掲示による広報啓発活動

犯罪情勢や防犯活動、交通事故状況や交通安全運動に関する情報の提供及び助言

地域における防犯・交通安全活動に対する教室や講習会等の開催

家庭、学校、地域の連携による児童・生徒への安全教育の実施

**（連携体制の整備）**

第6条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効率的に行うために必要な市民相互の連携体制を整備するものとする。

**【説明】**

安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するためには、取り組み主体である市民、市、事業者、住民組織及び関係団体が連携して、一体となって取り組んでいくことが重要であるため、多様な団体が意見を交換し、相互に協力して、効果的かつ効率的な活動ができるような場を支援・設定します。

**（広報及び啓発）**

第7条 市は、市民が安全で安心なまちづくりの理解を深めるために、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

**【説明】**

防犯・交通安全のために、市は、市民に対して積極的な広報・啓発を行うことを定めています。

**【具体的な事例】**

広報誌、チラシ、パンフレット等を活用し、犯罪や交通事故防止に関する啓発、犯罪・交通事故発生件数に関する情報提供など

関係団体、ボランティア団体、事業者団体等や警察等関係機関と連携した街頭啓発キャンペーン

( 児童、高齢者及び障がい者の安全確保 )

第 8 条 市は、市民と協働して、児童、高齢者及び障がい者が犯罪等に遭わないようにするための必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

安全で安心なまちづくりを進めるにあたって、犯罪や交通事故の弱者と言うべき児童や高齢者、障がい者について、特段の配慮をなすべきことを規定しています。

【具体的な事例】

防犯教室（高齢者に対する振り込み詐欺対策）や交通安全教室の開催  
回覧等を活用した地域における防犯活動・交通安全活動に関する啓発  
防犯灯や街路灯の整備

( 公共施設の整備 )

第 9 条 市は、安全で安心なまちづくりに配慮した公共施設の整備及び管理を行うものとする。

【説明】

市は公共施設の日常の維持管理、新設・増改築の場合などに、防犯及び交通安全に配慮することを規定しています。

【具体的な事例】

道路

- ・ ガードレール、歩道柵、植栽等による歩道と車道との分離、見通しの確保
- ・ 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度確保

公園

- ・ 死角をつくらぬような植栽、見通しの確保
- ・ 公園灯等による園内での人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

玄関・窓

- ・ 破壊が困難な玄関ドア、こじ開け防止対策、外部からの侵入防止に有効な措置

( 支援 )

第 10 条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民に対して必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

【説明】

安全なまちづくりのため、市は、市民に対して情報公開や助言などを積極的に行うべきことを規定しています。

【具体的な事例】

地域防犯活動や交通安全活動の効果的な手法やノウハウの提供などの情報の支援

- ・ 安全確保のための情報（犯罪や交通事故発生件数等の情報）
- ・ 防犯パトロールが必要な地域の犯罪多発場所や注意が必要な交通事故多発場所に関する情報
- ・ 他地区の先駆的事例

研修会の実施などを通じた人材の育成支援

- ・ 防犯基準や交通法規改正内容などの情報の提供
- ・ 防犯活動や交通安全活動に関する取り組みの助言
- ・ 講演会の講師紹介、啓発物品の斡旋など

地域防犯活動や交通安全活動への助成などの財政的支援

- ・ 江別防犯協会補助金、暴力追放運動推進協議会補助金、地域自治活動支援事業補助金

( 犯罪被害者等への支援 )

第 11 条 市は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の円滑な日常生活を確保するため、関係機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、必要な支援を行うものとする。

【説明】

市は、支援団体や行政機関と連携して、犯罪等の被害者やその家族を支援します。

【用語】

犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（犯罪被害者等基本法第 2 条

第 1 項)  
犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項）

【具体的な事例】

各種犯罪被害者等支援制度の周知広報  
関係機関の紹介、カウンセラーの斡旋  
講演会等の開催など

（委任）

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

安全で安心なまちづくりに関する詳細やこの条例の運用等は、市長が適宜適切な内容で決めることを定めています。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 江別市生活安全条例（平成 9 年条例第 3 2 号）は、廃止する。

【説明】

この条例の施行日を平成 2 3 年 4 月 1 日からとすることを規定しています。  
現在の「江別市生活安全条例」は、この条例の制定とともに廃止となります。